

旧

新

3. 報告事項

(2) 前回委員会における修正箇所について

① 7編2章3節 障がい者福祉 1. 市の計画……21ページ・下段・5行目～

この計画の策定に際して恵庭市は、身体に障がいのある人の日常生活の実態や問題点を把握し、「障害者福祉計画」策定の基礎資料を得るため、平成七年八月、市内在住の身体障がい者、知的障がい者、特定疾患患者一八五七人に対し詳細なアンケート調査を実施した。

その後、社会情勢の変化、障がい福祉に関する制度改正や各事業の実績を基に見直しを行い、平成十五年三月に「第二期恵庭市障害者福祉計画」（平成十五～十九年度）を策定した。さらに、平成十七年十月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者自立支援法）が成立、翌十八年四月から施行され、障がい者福祉サービスの見込量や確保策を定める計画として、市町村に対し「障がい福祉計画」の策定が義務づけられたことから、恵庭市では平成十九年三月に「障がい福祉計画」（平成十八～二十年度）を策定し、平成二十一年三月には「第三期恵庭市障がい者福祉計画」と併せて「第二期障がい福祉計画」を策定した。両計画の計画期間は平成二十一年度から二十三年度までの三か年度である。以降、平成二十四年三月には、新たに「えにわ障がい福祉プラン」（第四期恵庭市障がい者福祉計画・第三期恵庭市障がい福祉計画、計画年度Ⅱ平成二十四～二十六年度）を策定し、同二十七年三月には「えにわ障がい福祉プラン」（第五期恵庭市障がい者福祉計画・第四期恵庭市障がい福祉計画、計画年度Ⅱ平成二十七～二十九年度）を策定した。なお、「障害者自立支援法」は、平成二十四年六月に「障害者総合支援法」に名称変更され、自立支援給付と地域生活支援事業を実施することによって日常生活や社会生活の総合的な支援を旨とする事となっている。



この計画の策定に際して恵庭市は、市内在住の身体障がい者、知的障がい者、特定疾患患者一八五七人を対象に詳細なアンケート調査を行い、身体に障がいのある人の日常生活の実態や問題点を把握して計画策定の基礎資料としている。

さらに平成十五年三月に、社会情勢の変化、障がい福祉に関する制度改正や各事業の実績を基に見直しを行い「第二期恵庭市障害者福祉計画」（平成十五～十九年度）を策定した。

平成十七年十月、国では「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法）」が成立し、市町村は障がい者福祉サービスの見込量や確保策を定める「障がい福祉計画」の策定を義務付けられたことから、恵庭市は「第一期恵庭市障がい福祉計画」（平成十八～二十年度）を策定した。障がい者福祉計画が、障がい者施策の基本的な事項を定める計画であるのに対し、障がい福祉計画は障がい者福祉計画の中の「障がい福祉サービス」に関する実施計画的なものであり、両計画は密接に関係している。そこで恵庭市は、計画期間を平成二十一年度から二十三年度までに統一し「第三期恵庭市障がい者福祉計画」と「第二期恵庭市障がい福祉計画」を策定し、両計画を合わせて「えにわ障がい福祉プラン」とした。

以降、「えにわ障がい福祉プラン」は、平成二十四年、二十七年、三十年の三か年度ごとに見直しが行われ、さらに三十年度からは「障がい児福祉計画」も加わったことにより、現在は「第六期恵庭市障がい者福祉計画」、「第五期恵庭市障がい福祉計画」、「第一期恵庭市障がい児福祉計画」（計画年度Ⅱ平成三十～三十二年度）のもとで施策が展開されている。

旧

以来今日まで、身体障がい者の自立と社会参加の推進に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に次のような事業を行っている。

障がい者福祉事業の調査研究

・身体障がい者福祉思想の普及

・身体障がい者福祉事業の育成

・印刷物の刊行

・身体障がい者の社会復帰、地域活動の推進

・身体障がい者のスポーツ振興

・身体障がい者の更生相談

・身体障がい者福祉施設従事者研修・講習



新

以来今日まで、身体障がい者の自立と社会参加の推進に寄与し、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に次のような事業を行っている。

・身体障がい者のための福祉事業の調査研究・育成、福祉思想の普及、福祉施設従事者の研修・講習など

・身体障がい者自身の社会復帰、地域活動の推進、スポーツの振興、更生相談など